

# 平成28年第1回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年4月5日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏

5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和

9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 総務課長 岡崎 浩

税務課長 尾崎幸光

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一

議会事務局係長 岩井英樹

○議事日程

平成28年第1回上毛町議会臨時会議事日程

平成28年4月5日 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 3号 上毛町副町長の選任について

日程第 5 同意第 4号 上毛町固定資産評価員の選任について

日程第 6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例等  
の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例）

## ○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成28年第1回上毛町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、7番峯議員、8番三田議員を指名します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時議会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時議会の運営について諮問いたしましたところ、4月4日に委員会を開催していただき、答申をいただきました。会期については、本日1日の答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本日の臨時会に提出された案件は、町長からの同意案2件、専決承認案2件の計4議案であります。

議事日程をお手元に配付していますので、ごらんください。

本日の日程は、提案理由の説明を受けた後、引き続き、議案内容の説明を受け、質疑を行います。質疑が終了した後、討論・採決を行いますので御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席要求をいたしましたところ、説明員として、お手元配付の名簿のとおり報告がありましたので、これを許可し、出席

をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、同意第3号、日程第5、同意第4号、日程第6、議案第34号、日程第7、議案第35号、以上4件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第1回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、年度当初の公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一昨日、4月3日は東九州自動車道全線開通に向けたイベントも好天のうちにとり行われ、4月24日、北九州から宮崎の全線開通を迎えるばかりであり、私ども行政においても、この地域が大きく変革する28年度を迎えるに当たり、地方創生を加速化させるための体制づくりを行い、4月1日より、課長を初め新年度にふさわしい人事異動を行い、また、新人職員3名を迎えて、4月1日に着実なスタートを行ったところであります。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、同意案件2件、専決処分の承認2件の計4案件であります。順次、提案理由を御説明いたします。

同意第3号 上毛町副町長の選任についてであります。地方行政の推進、特に地方創生の進捗はさらなる加速化が求められており、遅滞なく行政運営を進めるためにも補佐役の選任が急務であると思ひ、私の補佐役として、今回、行財政事務に精通した川口 彰氏を副町長として選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

川口氏は皆さんも御承知のとおり、これまで上毛町総務課長として、また私のブレーンとして3月31日まで活躍され、退任したばかりでございます。人格、識見ともにすぐれ、実行力、指導力に富み、地域の信頼も極めて厚い方であります。そして何よりも、私が重要視する、部下を家族のように大切に思う心を持ち合わせています。したがいまして、静かなる余生を過ごしたいという御本人の意向とは反するかもしれ

ませんが、三顧の礼を尽くし承諾いただいたという経緯であります。

新年度の改革に一刻の猶予も許されないと判断いたし、本日提案に至ったものであります。

同意第2号 上毛町固定資産評価員の選任について。固定資産を適正に評価するための固定資産評価員として、税務課長、尾崎幸光君を選任いたしたいので同意をお願いするものであります。

議案第34号 専決処分承認を求めることについて。上毛町税条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとされました。これに伴い、再生可能エネルギー設備にかかわる課税標準の特例措置を条例に規定する必要が生じ、また、平成27年度改正の旧3級品たばこの特例税率の廃止に伴い、手持ち品課税の規定の整備等を行う必要が生じたため、本町の税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第35号 専決処分承認を求めることについて。上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回の一部改正は、課税限度額の引き上げ、軽減判定基準の見直しを行うための地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本町の国保税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございます。議員各位におかれましてはぜひ御理解いただき、また御同意、御可決くださいますよう、よろしく申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、同意第3号 上毛町副町長の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、私のほうから御説明をいたします。

同意第3号 上毛町副町長の選任について。上毛町副町長に次の者を選任する。平成28年4月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

氏名、川口 彰。生年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇。

理由でございます。副町長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次ページに参考資料として、御本人の履歴、略歴を記しております。御参照いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）町長にお伺いいたします。川口氏を選任するのを決めたのはいつの時点で決めたんですか。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）3月中旬に、県より割愛の書面が送付されたことにより検討し、決定したということでございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）今まで総務課長については、過去3名の方が、川口氏を含めて、退職勧奨を職員に求めているという関係で、1年前に皆さんやめていますよね。退職勧奨したということで割増の退職金なんかをもらっているわけですけど、他の職員もいっぱいやめている状況ですよ。こういう形の中で川口氏が、先ほどの町長の提案理由の説明の中で固辞したという説明を受けましたけど、道義的に、早目にやめていった職員が、川口氏が副町長になるに当たり、自分だけ執行部の副町長という形になることについて批判的な面もあるのではないかと私は思うわけです。

川口氏の人物については、私は問題はないと思いますが、その辺の疑義がちょっとありまして、町長、その辺はどう思いますか。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）私はそのようには思っていないし、その疑義というのは意味がわからないと思っています。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）もう1点だけ。隣の吉富町では、副町長が今いない状況で運営し

ています。これは副町長の選任を議会が否決したという形もございますけど、ちょっと時期を待ってするという考えはなかったかどうか。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）隣は隣でうちのうちだと思っけていますし、うちは、やはり何と言っけても空白をつくるべきではないと思っけていまして、改革に必要な人材と思っけて今、提出したわけでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）町長にお尋ねします。副町長に選任される方は、大池公園整備事業についてはどのようなお考えをお持ちなのか。それから、前町長の任期は何年とされていたのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員、質問の内容が大池公園の事業に対する、予定されている方の認識度を尋ねたいんですか。

○10番（茂呂孝志君）そうです。どういう考えをお持ちなのか。結局、町長の補佐役ですから、それに関して話をされたと思うんです。ですから、どういう考えをお持ちなのかということをお尋ねしただけです。

それから、県から前の副町長は来ているわけですから、当然そこには4年とか……。

○議長（安元慶彦君）（スタンダップ）。

○10番（茂呂孝志君）副町長に選任される方は町長を補佐すると思うんです。そして、今の町長は大池公園整備事業にかなり力を入れていますから、それについては多分私は補佐役で十分働きをするのではなかろうかと思うんですが、一応、私の思うことであつて、町長にそれを伺つてみただけであります。

それから、前町長の任期ですが、これは県から来ていましたから、当然そこには県のほうから事前に4年とか2年とかそういう期間の定めがあつたと思うので、それをお尋ねしているわけであります。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）まず、この副町長の選任に大池公園は全く関係ないと思っけています。副町長の任期でございますけども、これは県のほうは基本的には2年だと認識しておりますし、必要であれば1年延長もできると認識しております。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 選任されるに当たって、今の町長がやろうとしていることについて自分の考えを述べて、今度選任される副町長の方の考えも、大池公園だけではなく、ほかのことに対しても全く聞いてなかったんですか。町長であれば自分を支えてほしいから、その考えについてどういう認識なのかということ、私は十分認識した上で選任すると思うんです。いかがですか。

○議長(安元慶彦君) 町長。

○町長(坪根秀介君) 質問の趣旨はちょっとわかりにくいんですけども、これまでも総務課長として私を支えてくれておりましたので、全ての業務に関して支えてくれるものだろうと思っております。

○議長(安元慶彦君) 茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 以前の副町長は2年ないし3年と県から言われていたということでもありますけれども、今回、2年で県のほうに戻るということで、もう1年待つてという考えもなかったのですか。もしなければ、何でこの時点での交代なのかお尋ねします。

○議長(安元慶彦君) 総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) 先ほど廣崎議員のところでも町長がお答えいたしましたとおり、県のほうから割愛ということで、非常に県のほうで重要な人材なので、お返しいただきたいという文書をいただいております。そういう中で今回の提案となっているという部分を御理解いただきたいと思います。

○議長(安元慶彦君) ほかに。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は大池公園整備事業についてはやめるべきだと思っています。それについて今、町長のほうからは、多分補佐してくれるものということでありましたので、そういう意味からこの同意案件については反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありますか。



宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は本人事案件について、賛成の立場より討論いたします。

副町長人事案件については、かねてより強い地元在住者待望論がございました。このような住民の声を町政に反映することは極めて重要なことでございます。川口氏は長年にわたって行政経験を積み重ね、その人物、識見は秀でたものがあり、また、その行政手腕と人心掌握、管理能力はまことに卓越したものがございます。大型事業を推進している今の本町にとりまして必要不可欠な人材といえましょう。

いろいろな意見や考え方はありまじょうが、人事に関しては町長の専任事項であり、議会やその他のものが干渉すべきではないことは言うまでもないことであります。よって、私はこのような観点より、この人事案件について賛成するものでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、同意第3号 上毛町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第5、同意第4号 上毛町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、同意第4号を御説明させていただきます。

上毛町固定資産評価員の選任について。上毛町固定資産評価員に次の者を選任する。  
平成28年4月5日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、尾崎幸光。生年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇生まれ。住所、〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇。

理由でございます。上毛町固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお

願います。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、同意第4号 上毛町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第6、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）それでは、議案第34号について御説明をさせていただきます。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。上毛町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年4月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。地方自治法等の一部を改正する（「地方税法じゃない」と呼ぶ声あり）済みません、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に

公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第2号でございます。平成28年3月31日付の専決処分書をおつけしております。

次のページをお願いいたします。

上毛町条例第13号、上毛町税条例等の一部を改正する条例で、第1条、上毛町税条例の一部改正、それから第2条で、上毛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っているところでございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

第1条による改正で、上毛町税条例新旧対照表がございます。その中で、第18条の2で行政不服審査法の改正によりまして、「不服申し立て」を「審査請求」に改めております。

続きまして、56条でございます。固定資産の非課税申告についてでございますが、改正案をごらんいただきたいと思っております。改正案では、「もしくは第12条の固定資産または同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る）」を追加しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

独立行政法人労働者健康安全機構へ名称の変更を行っているところでございます。

続きまして、その下ですが、法附則第15条の2項第1号等の条例で定める割合の部分でございまして、第10条の2でございます。6ページをお願いいたします。

6ページの第4項では、附則第15条第2項に追加がございまして、第6項から第7項に変更しております。

続きまして、第9項から第13項までを追加いたしまして、以下、繰り下げを行っております。改正内容につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置につきまして、わがまち特例を導入したことに伴いまして、地方税法を参酌した割合で条例を規定しているものでございます。

第9項の法附則第15条第33項第1項のイにつきましては、太陽光発電設備でござ

ざいまして、市町村で定める割合につきましては3分の2としております。

第10項の法附則第15条第33項第1項のロでは、風力発電で3分の2、それから、第11項の法附則第15条第33項第2号のイにつきましては、水力発電設備で2分の1、第12項の法附則第15条第33項第2項のロにつきましては、地熱発電設備で2分の1、第13項の法附則第15条第33項第2項のハにつきましては、バイオマス発電設備で2分の1としております。

続きまして、附則の新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これが10条の3になります。

7ページをお願いいたします。

第8項第5号の改正案をごらんいただきたいと思います。改正案では、「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を追加しております。これにつきましては、耐熱損失防止改修の減税を受ける場合の申請様式に、国地方公共団体の補助金欄を追加してございまして、地方税法施行令附則第12条第36項により、費用から補助金を控除するものとされております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2条による改正で、上毛町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、平成27年度の改正により、旧3級品の紙たばこの特例税率が廃止され、平成28年から4段階、約3年をかけて税率の引き上げが行われることになり、各年度の4月1日において旧3級品たばこを一定量以上保有する者に対し、手持ち品課税を行う経過措置の規定を整備したものでございます。

この旧3級品たばこでございますが、専売納付金制度下におきまして3級品とされていた紙たばこ、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄となっておりますのでございます。

最後に、上毛町税条例の一部を改正する条例の2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成28年の4月1日から施行するとしております。また、固定資産税に関する経過措置を第2条で規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君） 済みません、私はよく理解できなかつたんですけど、6ページのわがまち特例で3分の2とか、2分の1とか、そういう説明があつたと思いますが、具体的に何の割合がどうなつて3分の2とか、2分の1とかになるものですか。

○議長（安元慶彦君） 税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君） わがまち特例につきましては、地方税法の改正によりまして、今までは地方税法で規定されていた内容を町で規定しなさいということで今回条例をしたもので、9項につきましては、先ほど言いましたが、太陽光発電の発電設備に関する費用につきまして3分の2を掛けた費用に課税をするものでございます。10項につきましては風力発電設備、11項につきましては水力発電設備、12項につきましては地熱発電設備、13項につきましてはバイオマス発電設備の費用でございます。

○議長（安元慶彦君） 宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君） この3分の2とか、2分の1というのは、わがまちといえども、大体横並びの割合なんですか。それと、例えば今後、地熱とか、そういう発電業者が入ろうとしたら、よそと比べていいのか悪いのか、それとも同じ条件なのか、その辺をお願いします。

○議長（安元慶彦君） 税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君） この内容につきましては、地方税法に規定がされておりました、3分の2を参酌して条例で決めてくださいという形になっております。それから、水力、地熱、バイオマスにつきましては2分の1ですが、これにつきましても2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下、それから、太陽光と風力につきましては、2分の1以上6分の5以下で、市町村で割合を決めてくださいというふうに法律で決められております。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） たばこ税についてお聞きします。私はたばこを吸わないのでよくわかりませんが、何種類かのたばこについて課税が多くなるという説明でありましたが、一般的に高級品と言われるたばこについてはどうなんですか。

○議長（安元慶彦君） 税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君） これは27年度の条例改正のときにもお話ししているとは思いますが、旧3級品たばこにつきましては、今、税率を抑えているものになっておりまして、それを約3年、4段階をかけて税率を一般たばこ合わせるというものでございます。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は議案第34号に反対の立場から討論いたします。

発電に関しても、たばこに関しても、いずれも住民にとっては増税になるものでありますので反対いたします。

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君） 起立多数。よって、議案第34号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君） 日程第7、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君） それでは、議案第35号について御説明をさせていただきます。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。上毛町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成28年4月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第3号でございます。平成28年3月31日付の専決処分書をおつけしております。

次のページをお願いいたします。

上毛町条例第14号ということで、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をおつけしております。附則のほうで施行期日については、平成28年4月1日から施行するとしております。

内容の説明につきましては、次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

上毛町国民健康保険税条例新旧対照表でございます。まず、第2条、課税額についてでございますが、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しということで、基礎課税額を現行の52万から54万に課税限度額の引き上げを行っております。また、後期高齢者支援金等課税額を17万から19万に引き上げを行っております。

続きまして、23条でございます。国民健康保険の減額についてでございますが、基礎課税額から減額して得た額が52万から54万に、後期高齢者支援金等課税額から減額して得た金額が17万から19万にそれぞれ引き上げを行っております。

次のページをお願いいたします。

第2号及び第3号では、減額に係る軽減判定所得の算定方法を、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を26万から26万5,000、それから2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数の乗すべき金額を47万から48万にそれぞれ引き上げを行っておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）この改正案ですけど、最高限度額が上がるという形で理解しているのか。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）そのとおりでございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）この最高限度額を適用する市町村は、この近所では全部こういう形の適用をやっているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）大変申しわけございませんが、その内容については調べておりません。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）課税限度額の引き上げですが、国保と後期医療、それぞれ引き上げられる世帯数と増税の見込み額をわかれば教えていただきたいと思います。

それから、5割軽減、2割軽減も基準額の引き上げですが、それぞれ、5割、2割の対象となる世帯数と増税になる見込み額を教えていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）5割軽減になる世帯数につきましては、27年度分を計算しますと、4世帯ぐらいではないかと考えております。それから、2割軽減につきましては、1世帯という試算が出ております。

年間の国保税の金額でございますが、約14万8,000円ぐらいになるのではないかとということで試算をさせていただいています。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。



○10番（茂呂孝志君）私は議案第35号に反対の立場から討論します。

国保と後期医療の課税限度額の引き上げ、また、5割、2割軽減の基準額の引き上げは、国保加入者にさらに負担増を押しつけるものであり、これは国が国庫負担の割合をふやすことによって解決できる問題であります。国保の運営のあり方に問題があるので反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第35号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）それでは、先ほど同意されました同意3号について、当事者に挨拶を求めます。

では、川口 彰君、どうぞ。

○副町長（川口 彰君）おはようございます。まず、副町長の人事案件ということで、議員の皆様から同意をいただいたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。歴代の副町長であります黒岩副町長、奥野副町長、今任副町長の後を継ぐということで、責任の重さを痛感しているところでございます。

私は40年間役場に勤めて今回退職したわけでございますが、この経験を生かしながら、町長補佐役として、副町長として、町長が掲げております「九州一輝く町」を目指して、また、地方創生に係る事業あるいは大池公園の開発の事業等々、さまざまな事業に対しまして、職員と一丸となりまして、上毛町発展のために頑張っていきたいと思っているところでございます。

しかしながら、これらを遂行するためには議員皆様方の御支援、御協力がなければ全うできないと考えておりますので、どうかこれまで以上にこれらの事業の御支援を切にお願いいたします。

本日は本会議の中のこのような貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

す。改めましてお礼を申し上げますとともに、議員皆様方の御活躍を御祈念いたしまして私の本日のお礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（安元慶彦君）ありがとうございました。

---

○議長（安元慶彦君）これで、本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第1回上毛町議会臨時会を閉会します。御苦労でした。

閉会 午前10時45分